

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金
交付要綱

（趣旨）

第 1 県は、県内の介護事業者等の経営基盤の強化や経営状況の改善により、地域に必要な介護サービスの確保を図るため、介護事業所等が「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業、経営改善支援事業実施要綱」（令和 8 年 4 月 7 日老発 0407 第 3 号厚生労働省老健局長通知別紙 3）に基づいて独立行政法人福祉医療機構が提供する経営診断を実施するのに要する経費について、令和 8 年度予算（令和 7 年度からの繰越分）の範囲内において、当該介護事業所等を運営する者に対し、青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業）交付要綱（令和 8 年 5 月 7 日厚生労働省発老 0507 第 2 号厚生労働事務次官通知別紙）及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業所及び補助対象者）

第 2 この補助金の対象となる介護事業所等（以下「補助対象事業所」という。）は、青森県内に所在する別表 1 の事業所とし、補助金の交付の対象となる介護事業者等（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

（補助対象経費、補助率、補助基準額及び補助金の額）

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助基準額は、別表 2 のとおりとする。

2 補助金の額は、1 補助対象者につき、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額の合計額とを比較し、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額（ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、1 補助対象者あたり 350 千円を上限とする。）以内の額とする。

（申請書等）

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金所要額調書（別紙 1）とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合において、あらかじめ令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことがない変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない軽微な変更の場合は、事業変更承認申請書の提出は要しない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業遅延等報告書（第４号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和９年４月１日から５年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業者が（１）から（４）までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げの期日）

第６ 規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して３０日を経過した日とする。

- ２ 前項の申請の取下げは、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金交付申請取下書（第５号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第７ 規則第１２条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して３０日を経過した日又は令和９年１月２９日のいずれか早い期日までに、令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業完了（廃止）実績報告書（第６号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金精算書（別紙１）
- (2) 令和８年度（令和７年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金業務改善計画書（別紙２）
- (3) 支払が確認できる書類の写し及び経営診断の成果物の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- ２ 補助を受けた翌年度に、前項第２号により提出した業務改善計画に対する効果を、別途通知する方法により報告するものとする。

（補助金の交付方法）

第８ 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、令和8年度（令和7年度からの繰越分）青森県介護事業所経営改善支援事業費補助金請求書（第7号様式）を提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1（第 2 関係）

補助対象 事業所	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）で定める以下のサービスを提供する事業所 ・訪問介護サービス ・通所介護サービス ・認知症対応型通所介護サービス ・小規模多機能型居宅介護サービス ・認知症対応型共同生活介護サービス ・介護老人福祉施設サービス ・介護老人保健施設サービス 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）で定める以下のサービスを提供する事業所 ・軽費老人ホームサービス
-------------	---

別表 2（第 3 関係）

補助対象経費	補助率	補助基準額
独立行政法人福祉医療機構 が提供する経営診断を実施す るための経営診断料金	4 / 5	1 補助対象事業所あたり 11 千円とする。